

「化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限についての検討会」について

1. 趣旨

化学物質取扱に関する船員労働安全衛生及び女性船員の就業制限の見直し等について議論を行う。

2. 名称

名称は「化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限についての検討会」とする。

3. 構成

本検討会は、別紙に掲げる委員で構成する。

4. 運営等

- (1) 事務局は、本検討会の議事を進行するものとする。
- (2) 委員は、代理の者を出席させることができるものとする。
- (3) 事務局は、必要に応じ、委員以外の者の意見を求め、又は出席を求めることができるものとする。
- (4) 議事は非公開とする。
- (5) 本検討会の資料及び議事概要は、特段の事情がある場合を除き、本会議終了後に国土交通省HPにて公開する。
- (6) その他、運営に必要な事項は事務局が決定する。

5. 事務局

事務局を、国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室に置く。